

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

規制の名称：国内希少野生動植物種の追加

規制の区分：新設、改正 拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

評価実施時期：令和4（2022）年12月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。

国内希少野生動植物種の指定対象種は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、近年年間30～60種程度の国内希少野生動植物の指定を進めてきたところ。

今般、上述の実態調査等により野生動植物15種について、個体数や分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、これらの野生動植物種を指定しない場合には、生息・生育環境の悪化や個体数の減少により種の保存に支障を来し、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に影響が生じる可能性があり、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加するものである。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

今回の対象種は、環境省レッドリスト 2020(令和2年3月27日公表)において絶滅危惧種(絶滅危惧種ⅠA類、ⅠB類又はⅡ類のカテゴリー)に位置づけられており*、絶滅のおそれのある野生動植物種として評価されている。これらの減少要因は開発等による生息・生育環境の悪化や捕獲・採取、人の踏みつけ等の人為的な要因があげられている。

※一部の種については令和4(2022)年に新種として学術論文に記載された種であるため環境省レッドリスト 2020には掲載されていないが、令和4年6月に環境省レッドリスト分科会において、絶滅危惧種相当と評価されたことを踏まえ、対象種としている。

[規制以外の政策手段の検討]

今回の政令改正は、規制の対象となる野生動植物種の追加を行うものであり、規制手法等の措置枠組みそのものに及ぶものではないことから、規制以外の政策手段は想定されないが、各対象種について、規制内容が異なる国内希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種、特定第二種国内希少野生動植物種という3つの枠組みのうち、種の保存のために必要な規制内容や規制の効果を踏まえて最も適する枠組みを検討し、選定した。

[規制の内容]

以下のとおり、種の保存法の国内希少野生動植物種を15種追加し、そのうち1種は特定第一種国内希少野生動植物種、9種は特定第二種国内希少野生動植物種とする。

さんしょうお科 1種(うち特定第二種国内希少野生動植物種1種)

げんごろう科 6種(うち特定第二種国内希少野生動植物種6種)

こばんむし科 1種(うち特定第二種国内希少野生動植物種1種)

たてはちょう科 1種

あじあざりがに科 1種(うち特定第二種国内希少野生動植物種1種)

なでしこ科 1種(うち特定第一種国内希少野生動植物種1種)

りんどう科 2種

うらぼし科 1種

ゆきのした科 1種

① 国内希少野生動植物種(捕獲等、譲渡し等、輸出、販売目的の陳列又は広告を禁止)

15種追加(現在427種)

② 特定第一種国内希少野生動植物種(捕獲等の禁止、譲渡し又は引渡しを伴う事業の届出)

1種追加(現在63種)※①の内数

③ 特定第二種国内希少野生動植物種（販売又は頒布の目的での捕獲等や譲渡し等及び陳列又は広告の禁止並びに輸出の禁止）

9種追加（現在 28 種）※①の内数

※今般追加される国内希少野生動植物種は、法第 15 条第 1 項ただし書き及び法施行令第 7 条第 2 項に基づき、輸入は禁止されていない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

〔遵守費用〕

・申請者による許可申請等にかかるコスト

追加指定種については、国内希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出について許可申請等の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。ただし、許可要件は、学術研究や繁殖、教育目的等に限られており、国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）の捕獲等、譲渡し等の年間の許可申請件数は令和 3 年度実績で年間 1,079 件、1 種当たりの平均は約 2.8 件/年と稀である。今回、国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）は 6 種指定することから、新たに発生が見込まれる許可申請件数は約 16.8 件である。仮に 1 申請当たり 1 人日を要とした場合には、1 人日約 18,471 円（4,433 千円（※1）÷240 日）として、「申請等手続に要する費用×申請等件数」の年間約 31 万円/種程度の遵守費用が生じることとなる。

国内希少野生動植物種のうち、特定第二種国内希少野生動植物種については、販売又は頒布の目的での捕獲等、譲渡し等は、法第 10 条第 1 項及び第 13 条第 1 項に基づき、許可の対象外であるため許可申請にかかるコストは発生しない。

なお、令和 3 年度の国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）の輸出の認定については 0 件であり、発生する手続は稀である。

（※1）国税庁「令和 3 年度 民間給与と実態統計調査結果」より、平均給与を 4,433 千円とした。

・販売が規制されることによって逸失する利益

インターネット上において、さんしょうお科、げんごろう科、こばんむし科、たてはちょう科及びあじあざりがに科の種については 1 個体数百円～数万円程度で販売されている実績があるが、例えば、本規制によってこのような売買ができなくなるので、逸失利益が発生すると考えられる。

[行政費用]

・許可申請等審査にかかるコスト

現在、国内希少野生動植物種の捕獲等に関する許可申請等手続は、環境省の地方支分部局である各地方環境事務所及び自然環境事務所で実施しており、譲渡し等及び輸出入に関する許可申請等手続は環境省自然環境局野生生物課にて実施している。国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）の捕獲等、譲渡し等の許可申請等手続件数は令和3年度実績で年間1,079件であり、1種当たりの平均は約2.8件/年と稀である。今回、国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）は6種を指定するため、新たに発生する許可申請等に係る審査手続は16.8件/年程度であると想定される。仮にこれらの事務について1件当たり2人日程度要するとした場合には、1人日約20,561円（5,345,870円（※2）÷（5日×52週））とすると、約69万円程度を要することとなる。

なお、特定第二種国内希少野生動植物種の販売又は頒布の目的での捕獲、譲渡し等は、法第10条第1項及び第13条第1項に基づき、許可の対象外であるため許可申請にかかるコストは発生しない。

また、令和3年度の国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）の輸出の認定書の交付については0件であり発生する手続は稀である。

（※2）総務省「令和4年度地方交付税関係参考資料」の職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員Bの単価より、平均給与を5,345,870円とした。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(対象外)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

当該 15 種の捕獲等、譲渡し等、輸出を規制することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の絶滅を回避し、種の保存を図ることができるため、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる。国内希少野生動植物種のうち、これまで生息状況の改善等により指定を解除した種は 2 種であり、現在保全の取組を実施している国内希少野生動植物種についても一部の種で回復傾向が見られている。このように、今後、当該 15 種についても国内希少野生動植物種に指定することで生息・生育環境の保全等の取組が実施されれば、種の絶滅の回避が見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることによる生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが便益であるが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の絶滅を回避し、種の保存を図ること等の金銭的価値化の手法は確立されていないことから、金銭価値化は行われていないため、便益の定量的な記載は困難である。

なお、個々の種の保存による金銭的価値化は困難であるものの、生物多様性や生態系サービスの経済的価値の評価手法に係る研究は行われており、生態系の一部である絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存も含む生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に便益があることについては一定の知見がある。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(対象外)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回指定する当該 15 種の国内希少野生動植物種のうち、特定第一種国内希少野生動植物種を除く 14 種を販売する事業を実施している場合、販売目的の陳列又は広告及び譲渡し等が禁止されることから事業を継続できなくなるが、指定に先駆けて実施した事前調査においては当該種の販売を生業としている事例は確認されておらず、また、販売が行われている場合も、飼育用や観賞用として個人的又は小規模に行われていることから、規制による影響は限定的と考えられる。

一般に、ある種が国内希少野生動植物種に指定された場合、既存事業者も新規参入事業者も同様に捕獲等、譲渡し等、販売目的の陳列又は広告ができなくなることから、事業者間の競争に負の影響を及ぼすことはないと考えられる。

また、規制前に取得した個体等を保有している場合も、学術研究や繁殖、教育目的等以外の目的での譲渡し等ができなくなるものの、所持自体は引き続き可能であることから影響は限定的であると考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記 2～4 のとおり、効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果（便益）である一方で、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用は比較的少額と考えられるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

国内希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種は種の保存法に基づき、政令で定めることとされていること、また、今回の改正は規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されないが、当該15種について、規制内容が異なる国内希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種、特定第二種国内希少野生動植物種という3つの枠組みのうち、種の保存のために必要な規制内容や規制の効果等を踏まえて最も適する枠組みを検討し、選定した。例えば、流通目的の捕獲等及び譲渡し等の規制により保全効果が期待できる種や多様な主体による保全の取組が期待できる種は、規制範囲が国内希少野生動植物種よりも限定的な特定第二種国内希少野生動植物種とし、個体数や生息地が特に限られている等さらに厳しい規制が必要な種は国内希少野生動植物種、商業的に個体の繁殖をさせることが可能であり、流通することが種の保存に資すると考えられる種は特定第一種国内希少野生動植物種への選定する等の検討を行った。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「令和4年度国内希少野生動植物種の選定に関する検討会」（令和4年7月13日開催）等において指定候補種の検討や情報収集を行った。また、種の保存法第4条第7項の規定において、施行令の制定又は改廃に当たって野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととされており、この規定に基づき設置した「希少野生動植物種専門家科学委員会」（令和4年12月1日開催）にて、指定候補種の流通状況や種の保存法の規制内容を説明、検討した上で、当該15種について国内希少野生動植物種に指定することが必要とされた。なお、種の保存を図ることによる生態系保全等の効果を金銭価値化することは困難であり、両会議では種の生態や生息状況の現状を踏まえ、必要な規制や保全策について検討した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、施行から 5 年後（令和 10 年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用：新たに発生した許可申請等件数。
- ・ 行政費用：新たに発生した手続件数。
- ・ 効果：指定した種のうち、絶滅しなかった種数。
指定した種のうち、生息・生育状況が改善した種数。